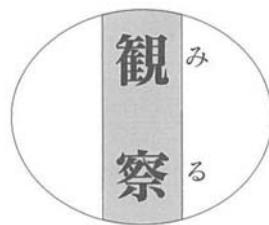


WTO閣僚会議の教訓

—禍根を残した会議運営のあり方—



北海道地域農業研究所
常務理事 佐伯憲司

一九九九年十一月三十日に米国シアトルで開催された第三回WTO（世界貿易機関）閣僚会議は、NGO（非政府組織）や途上国の一反発で次期農業交渉を含む新ラウンド（多角的貿易交渉）の立ち上げに失敗し、交渉決裂という予期せぬ結果に終わった。

その要因は一つには、NGOが提起した「労働と環境」の問題である。それは自由貿易になれば国と国を隔てる国境がなくなり、安価な製品が自由に入ってくれば、国内の生産が調整を余儀なくされ、その結果職を奪われて

失業する心配がある。全世界で産業活動が盛んになれば空気も水も更に汚染されてしまう。原則なき産業の肥大化に伴う不安を、今回のWTO閣僚会議の広場で激しくNGOは訴えたのである。

二つには、途上国が反発した「貿易と労働」の問題である。先進国に「追いつき追い越せ」を合い言葉に全力投球で取り組みしてきた途上国は、自由貿易体制自体にもともと強い不満を持っていた。特に、米国が「反ダンピング（不当廉売）問題についてのテーマを取り下げる

る」ことを強く主張していたこと。さらに、米国は「労働をテーマにし、不正に低い賃金を武器に安値輸出していいる国には制裁措置を取る」とも発言し反発を買つていった。これに対し、中南米、アフリカなどの途上国は「反ダンピング問題のテーマを取り下げするのはおかしい」。反ダンピングで米国に痛い目にあつてはいる途上国は日本とこの問題で共同歩調を取つていたために猛反発した。

新世紀の自由貿易の枠組み作りを目指すWTO閣僚会議交渉は、各国が自国の利益にこだわり非難合戦を繰り返して、WTO加盟一三五カ国のうち途上国五五カ国から、こうした先進国主導の会議運営に反発「閣僚宣言に同意しない」との声明が発表された。

しかし、最終的には農業分科会のヨー議長（シンガポール貿易大臣）は日本とEU（欧洲連合）が主張してきた農業の「多面的機能」という言葉は盛り込まない。また、米国、ケアンズグループ（輸出補助金なし輸出国）が強く求めていた「農業を鉱工業品と同一ルールに置く」との主張も退けた。しかし、「環境保全（環境保護の必要性、農村地域の経済的活力と農村開発、農産物の安全性）や食糧安全保障（輸入国にも輸出国にも公平なルールが必要）など非貿易的関心事項にも配慮する」との日本・EUと米国・ケアンズグループの“痛み分け”ともいえる内容の議長案を各国に提示した。日本とEUはこの議長案をもとに具体的な内容を検討協議していた。また、米国とEUは輸出補助金問題について「漸進的な撤廃の方向」で検討すべく協議

農業分野の交渉は、もともと1000年以降再開することが決まっていたが、この次期農業交渉はWTO農業協定第一〇条及び前文の規定に基づく交渉と位置付けさ

していた。

その閣僚宣言文書の要旨は、「農業交渉は世界の農業貿易の規制と、わい曲を直し、防止することと、WTOの規制や規律と一致した公正で市場志向型の農業貿易体制の漸進的な確立が結果としてなるよう、農業貿易の根本的改革過程を継続するものでなければならない。これは農業協定第二〇条及び前文の規定に基づき行う」というものであった。包括交渉を前提とした今回の農業分野での「幻の合意案」は一端白紙に戻し改めて交渉をし直すことになった。

我が国が主張してきた三つの論点の結果については概ね次のように評価している。第一の論点である「農産物を鉱工業品と同一のルールの下におく」という米国・ケアンズグループの考え方は、農業の特性を無視するものであること。第二の論点である「次期農業交渉は、農業協定二〇条及び前文の規定に基づくものである」とについては、現協定に基づくもので各との理解を得ることができた。第三の論点である我が国が強く主張してきた「農業の多面的機能の取り扱い」については、具体的な内容である食料安全保障、環境保護、

農村地域の活性化等について、各国の理解を得ることができたとしている。

今回の交渉決裂を踏まえ、次期農業交渉の進め方については、日本とEUの協議を軸に他の主要国・地域との協議を重ね新たな合意形成を図る必要がある。また、今回の米国シアトルWTO閣僚会議では、途上国が先進国主導の会議運営のあり方に反発するなど、WTOでの合意形成の難しさを露呈したが、農業分野の再交渉の協議は次回の定例農業委員会の特別会合で今年3月下旬に開始される見通しなった。

今後のWTO閣僚会議の開催は先進国主導の自國利益を優先する運営ではなく、途上国を含めた加盟一三五カ国がWTOの基本原則を遵守し、加盟国が全分野で公平な貿易ルールを守り、全加盟国が共存共栄するものでなければならぬことを改めて検証し厳しい教訓を受けた。そのためには、この教訓を踏まえ、自國利益優先の姿勢を露骨に示すことなく、明確に理論整理をしWTOのルールに沿って進めることが肝要である。また、新たな視点に立って、NGOとの連携強化を図ることも必要である。